

○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年4月1日

(総則)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく医療費支給認定の対象者(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対する日常生活用具(以下「用具」という。)の給付については、サービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 用具の給付を受けることができる者は、次の要件を満たす者のうち市長が必要と認めたものとする。

- (1) 法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている者
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の法の規定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定による日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない者

(給付用具)

第3条 用具の種目等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、用具を給付した者に対して、別表第1に規定する当該用具の耐用年数を経過していないときは、当該用具と同種のもを給付しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 給付した用具が修理できない等の理由により使用が困難となったとき。
- (2) 新たな用具の方がより効果的であると認めるとき。

3 用具の給付は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(給付の申請)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書(第1号様式)による。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯調書(第2号様式)
- (2) 法第19条の3第7項に規定する医療受給者証の写し
- (3) 用具の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受けたときは、当該小児慢性特定疾病児童等の身体の状態、介護の状況、経済の状況、住宅の環境等を実地調査した上で調査表を作成し、給付の適否を決定するものとする。

2 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(第3号様式)による。

3 前項の通知書には、給付券(第4号様式)を添付するものとする。

4 市長は、前条の申請書を受けた場合において、給付の申請を却下することを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(用具の管理)

第6条 市長は、規則第7条第1項に規定するもののほか、用具の給付を受けた者が当該用具を給付の目的に反して使用したときは、当該給付に要した費用を徴収し、又は給付した用具の返還を命ずることができる。

(自己負担金)

第7条 用具の給付を受けた者は、用具の給付に要した費用の一部(以下「自己負担金」という。)を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 用具の価格が別表第1に規定する基準額を超えたときの当該用具の価格から当該基準額を減じた額

(2) 別表第2に定める区分に応じた負担額

3 自己負担金は、申請者が用具の給付を受けたときに給付券を添えて直接業者に支払うものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、給付の対象者、給付した用具等を記載した台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項、第2項関係)

種目	対象者	性能等	基準額(円)	耐用年数 (年)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水及び温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次の性能を有する手す	66,000	8

		り、スロープ、歩行器等 (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの		
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500	5
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440	5
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380	5
電気式たん吸引器	吸引器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすこと	紫外線を遮断できるもの	41,580 (年間)	

	がある者			
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害 のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助 者が容易に使用し得るもの	39,600	5
パルオキシメ ータ	吸引器機能に障害 のある者	呼吸状態を継続的にモニタリング することが可能な機能を有し、介 助者等が容易に使用し得るもの	173,250	5
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設し た者	小児慢性特定疾病児童等又は介助 者が容易に使用し得るもの	113,520 (年間)	
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設し た者	小児慢性特定疾病児童等又は介助 者が容易に使用し得るもの	149,160 (年間)	
人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必 要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助 者が容易に使用し得るもの	128,700 (年間)	

別表第2(第7条第2項関係)

小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の階層区分		負担額 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を 含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層に属する世帯を除き、現年度分の市民税が非課税の世帯	1,100
C	現年度分の市民税の均等割のみが課税されている世帯	2,250
D1	A階層、B階層	現年度分の市民税の所得割が3,000円以下
D2	及びC階層に属	3,001円以上5,800円以下
D3	する世帯を除	5,801円以上8,700円以下
D4	き、前年分の	8,701円以上13,000円以下
D5	市民税が課税	13,001円以上17,400円以下
D6	されている世	17,401円以上22,400円以下
D7	帯であって、	22,401円以上28,200円以下
D8	その市民税所	28,201円以上58,400円以下

D9	得割の額の区	58,401円以上75,000円以下	9,350
D10	分が次の区分	75,001円以上96,000円以下	11,550
D11	に該当する世	96,601円以上121,800円以下	13,750
D12	帯	121,801円以上175,500円以下	17,850
D13		175,501円以上221,100円以下	22,000
D14		221,101円以上380,800円以下	26,150
D15		380,801円以上549,000円以下	40,350
D16		549,001円以上579,000円以下	42,500
D17		579,001円以上700,900円以下	51,450
D18		700,901円以上849,000円以下	61,250
D19		849,001円以上1,041,000円以下	71,900
D20		1,041,001円以上	全額

備考

- 均等割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときには、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税の所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。
- 全額とは、法第51条の規定により市が支弁する額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による負担額を差し引いた額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税による。
- 4 同一の月内に、同一の世帯から2人以上が用具の給付を受ける場合は、その月の負担額が最も高い小児慢性特定疾病児童等以外の小児慢性特定疾病児童等に係る負担額については、この表の規定にかかわらず、当該負担額に0.1を乗じて得た額(D20の階層においてその額が8,560円に満たない場合は、8,560円)とする。
- 5 前項の規定により負担額を算定する場合において、負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第1号様式（第4条第1項関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

		年 月 日	
(あて先) 横須賀市長		住 所	
		氏 名	
		対象者との続柄	
		電 話 ()	
対象者	ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日生 (歳)
	住所		
	疾患名		障害者手帳 有 (級)・無
給付を希望する理由			
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否 諾・否)	
	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	
	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	
	排便	1 他人の介助が必要 2 携帯用の便器を使用 3 自分でできる	
	移動	1 車いすを使用 2 他人の介助が必要 3 自分でできる	
給付希望用具の名称			
希望する形式、規模等			
給付を受ける上で特に希望する事項			
備考			

第2号様式（第4条第2項関係）

世帯調書

ふりがな 氏名	対象者との 続柄	生年月日	職業	備考

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定に必要な市民税等に関する情報を調査することについて承諾します。

申請者氏名 _____

第3号様式（第5条第2項関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

横須賀市長

印

年 月 日付で申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定日 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾患名	
給付する用具名（型式、規模等を含む）		納入業者	
		納入業者の住 所	
費用総額			
自己負担額			
公費負担額			

第4号様式（第5条第3項関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	
住 所			
申請者氏名		対象者との続柄	
給付する用具名（型式、規模等を含む。）		納入業者	
		納入業者の住所	
費用総額		自己負担額	公費負担額
この券の有効期限			
上記のとおり決定する。 年 月 日 横須賀市長 印			

第5号様式（第5条第4項関係）

年 月 日

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、却下することに決定しましたので通知します。

理 由

第1号様式(第4条第1項関係)

第2号様式(第4条第2項関係)

第3号様式(第5条第2項関係)

第4号様式(第5条第3項関係)

第5号様式(第5条第4項関係)